

## 第十一節 災 害

### 一 地 震 (津波・高潮) 等

- 一、慶安二年(一六四九)二月五日宇和郡の地大に震ふ(郡鑑寛書)。宇和島城の石垣が崩れる。
- 一、宝永四年(一七〇七)十月四日大地震、道後温泉止まる。宇和島高潮侵入、領主一族出邸避難す。
- 一、寛延二年(一七四九)四月十日四ツ時地大ニ震ふ、宇和島城樓破損その他被害多し。

- 一、明和六年（一七六九）七月二十八日八時半強震あり。
- 一、安永八年（一七七九）十月朔日夜中より何不知共鳴ひめ、震動戸障子震其後聞べ、さつま桜島焼失之由
- 一、寛政十一年（一七九九）八月十九日先年之津波以来之高潮
- 一、安政元年（一八五四）大地震十一月五日夕七時半より地大ニ震ふ。家屋の倒壊するあり、多く竹林中に避難す。暮六ツ時に至りて津波襲来して家屋を浸潤する処あり。
- 七日四ツ半又大ニ震ふ、其後十二月二日まで震動止まず、実に前代未聞の大地震なりしなり。

御訴申上候事

- 一、昨五日夕七時半頃より大地震仕候処、暮合ニ及び大損ニ罷成、六尺位満潮処々痛左之通（嘉永七年十一月）
- 一、御水田犬水門兩脇石垣長三間位破損仕候
- 一、庄屋庄右衛門控之内、御手洗築地石垣長拾間位破損仕候
- 一、藤八屋敷石垣長五間位破損仕候
- 右之通痛出来仕候。其外怪我人等者老人茂無御座候ニ付此段御訴申上候

寅十一月七日

以上  
安土浦庄屋

〃 役人

御代官

御在目付 御中見中

御訴申上候事

- 一、庄屋庄右衛門控之内川尻築地石垣長拾間余
- 一、同門外式ヶ所ニ而石垣長拾五間位
- 右之通、去ル七月大地震ニ付破損仕候。其外家々壁類、屋根瓦等之痛者軒別之義ニ御座候。此段御訴申上候。 以上

寅十一月十七日

安土浦庄屋

〃 役人

御代官

御在目付 御中見中

- 一、安政四年（一八五七）八月廿五日 地震ふ

## 二 風水害（虫害も含む）

土木工法の進んでいないこの時代は、河岸の崩壊による田地の流出、下流においては冠水や埋没と、大雨による出水の被害が第一であり、第二は日照り続きによる干ばつで田畑に対すかんがい面の不備がある。第三にウシカの発生に対する防除方法の欠除である。これらの災害が数年ごとに繰り返し発生するため、農民の生活は苦しめられ続けた。

- 一、寛永九年（一六三二）八月六日宇和島地方大風
- 一、慶安二年（一六四九）宇和島地方大風のため被害が出る。
- 一、寛文三年（一六六三）大旱魃
- 一、〃 六年（一六六六）七月三日、四日前代未聞の大風雨損。松山、宇和、大洲地方大洪水となる。
- 吉田領ニ而米俵ニメ七千五百俵余水損（郡鑑）
- 寛文六年御物成式千五百八十八斗八升式合捨分
- 寛文六年御在館御領分共洪水、御損毛高七千三百石内五千石御届永荒ト有之（藤蔓延年譜）
- 一、〃 九年六月三十日洪水、七月十六、七日洪水、八月九日風雨洪水

第四章 近 世

一、延宝元年(一六七三)五月十四日大雨大風………在々浦方洪水

当荒三千二百四十石。永荒二千三百六十石

八月十七日終日大風雨(未刻より戌刻まで)

毀家四千二百軒余、このほか残らず大小の損、船百六十艘破損、死人五人、死馬一匹、田園損害はかりしれず。

一、〃 四年七月、四日大風雨洪水(宇和島藩)

延宝四年より御引捨米大豆都合五千俵余(郡鑑)

一、〃 八年秋立見ニ而御引捨米大豆二千俵余(郡鑑)

一、天和元年(一六八一)天災打統農民困窮に付未進米豆三万石を免除す。未進なき村へは爾後五ヶ年間小役の内三色を免  
税す。(徴考)

春御未進御引捨米大豆一万三千俵余同年より亥年(天和三年)迄御免米大豆千俵余(郡鑑)

一、貞享三年七月二十二日所在雲蚊(浮塵子)稲田に発生す。寺社へ命じ退散の祈禱を行はしむ(記抜)

一、元禄二年五月十七日、一九日洪水、耕作被害多く死人あり(記抜)

七月十七日、風雨洪水、破損家六百十八軒、死者三、土地百二十五町被害(記抜)引方七千六百九十一俵(御年譜)

〔徴考〕

一、〃 六年(一六九三)夏大旱魃、不植田八〇町枯田三〇町

一、〃 七年五月十七、十八日大風洪水、田畑六百十六町、家屋二百十軒倒潰、船六艘破損(記抜)

一、〃 十三年七月二十二、二十三日大風大雨、潰家六百三十二軒破船十艘、田畑一万二千三十石余損亡(記抜)

一、〃 十四年(一七〇一)夏大に旱す、損毛三万石、秋又大水一万石損ず(徴考)

一、〃 十五年(一七〇二)七月二十七、二十八日、暴風雨あり、田畑破損三千八百三十一町損毛二万七千二百二十七石、家  
屋倒潰一五八四軒死者二〇死馬牛八、其他樹木の挫折するもの算なし(記抜)

一、元禄十六年八月十八日風雨利到、田畑一万四千四百三十石家屋三六六軒崩潰、死者三人、牛六疋(記抜)  
一、宝永四年八月十八、十九日烈風強雨禾穀損毛二万石土家、二百七十九軒、郡家二千八軒潰ゆ、寺社十七破損死者十七人  
(記抜)

一、享保元年(一七一六)五月七日大雨田畑損害一万七石余

一、〃 六年七月六日洪水田畑一万五千余石損ず。

一、〃 七年六月二十三日洪水あり、約一万五十石損害

七月九、十日 洪水、損毛約一万九千石(記抜)

一、〃 九年夏、大いに旱し、稲田水涸る、八月初旬雨ありて多少蘇生す。損毛六万二百石(記抜)

△此際山田村は二分五厘作なりと云う。

一、〃 十年二月御在所損毛六千七百石御届書被指出(藤蔓延年譜)

一、〃 十一年十二月二十四日損毛七千二百石(藤蔓延年譜)

一、〃 十二年十二月二十三日損毛三千九百石届出(藤蔓延年譜)

一、〃 十二年四月、七月両度の洪水、及び虫付のため田畑二万四千石の被害届を幕府に出す(宇和島藩)。

一、〃 十四年九月十日大風大雨被害あり、殊ニ吉田は洪水損毛多し(記抜)洪水虫害四万五千石損毛と称す。

一、〃 十四年九月十一日十四日両度大風大雨洪水ニ而田畑

損毛并在浦破損之覺

一、田四百八拾五丁永荒共、此高三千三拾石

一、畑二百八拾五丁余□入流捨永荒当荒共此高五百拾三石

一、井関二千七百二十一ヶ所

一、堤川除一万二千七百間余破損

第四章 近世

一、潰家六百五拾三軒

一、村浦道橋破損数多有之悉難相糺御座候

一、溺死十人(内男七人、女三人)〔藤蔓延年譜〕

一、享保十五年十二月廿二日御在所損毛三千五百石届出〔藤蔓延年譜〕

一、〃三月十七日宇和島藩飢民を救済する。凶作につき賑恤、一万三千三百余人、その他賑恤大に行わる。

一、〃十六年年中賑恤絶えず。

一、享保十七年(一七三二)四国西国大飢饉、九月二十三日伊予各藩幕府から差廻しの飢人救済の米を買入れる。

九月二十八日伊予各藩飢饉救済のため幕府から借金。

五月末よりウシカ発生、禾穀青草皆無となる、官より飢食として一人一日に付大豆一合宛賜ふも間断あり、蕨根、葛根は上等の食物にて、すり藁、そばがら、古ぬか榎柿の木のおがくずのはったい。草、これの葉等の団子、茶かす、豆さやなどを食ひ、身体青ばれとなる。当年より翌年三月迄に山田村の飢人百十余人〔是沢文書〕

九月朔日蝗虫(ウシカ)のため来秋までは家中養米のみ。

九月二十八日幕府より一万兩借用

十月十三日有力な町人へ、銀札錢札借上を命ず。

十月十六日幕府へ損毛届出、其要

田方九万五千五十七石、内九万九千九百九十七石余虫付、八百六十石水損〔記抜〕

十月二十七日宇和島城下界限飢人多し、立正寺に於て粥を施行す。

宇和島領一九八ヶ村、飢に及ぶ者五六九八〇人〔不鳴條〕

吉田領虫付損毛 二万五千二百三十二石余

風雨損毛 二千二百八拾二石余

幕府より借金一万石には千兩宛計三千兩〔小判〕

御払米千五百石相願、追々五度ニ受取

高千百三拾七石四斗

御領分飢人二万四千六百人

享保十八年七月七日御領分虫付候得共、飢人餓死之者無之段、松平左近將監様江御届〔吉田藩〕

正月廿四日去年出願御廻し米二千石の内、美濃米四五〇石余今治に到着、尋で受取一石九五匁〔記抜〕

兩藩とも飢人救済にあたる。宇和島藩租税軽減。

◎俵津浦に甘藷を栽培し、餓死を免がる。

〃十九年四月二十八日、五月十七日六月二、三日五〜八日迄と四回強雨あり、被害多し〔記抜〕。

吉田領損毛〔藤蔓延年譜〕

兩度大雨田二百三十五町 千四百八十石

島二百三十八町 六百 八石余

兩度風雨田四百五十三町余 二千八百五十二石余

島五百七十五町余 千三十五石余

〃二十年(一七三五)四月、七月兩度風雨損毛一万五千石と称す〔宇和島藩〕

元文元年(一七三六)五、六、七月三度の損毛二万余石、〔記抜〕

元文二年 十月十二日秋洪水損毛田八十五町二反余、畑百三十六町六反余、〔藤蔓延年譜〕

閏十一月十四日宇和島藩立見による流田引高を示す。

〃三年 五月と八月水害あり損害二万三千一六石〔宇和島藩〕

二月十七日宇和島藩保内組の飢人救済

元文五年十二月二日調当年水損虫害三万六千九百五十九石〔記抜〕  
寛保元年（一七四一）七月二十一日大風雨

二万一千百九石の損毛〔宇和島藩〕

三年八月十三日宇和島領今治領に暴風被害

寛延三年（一七五〇）七月二十二日近年旱魃にて百姓困難ニ付官より救助として宇和島十組へ全二百兩賜ふ。

九月二日及十七日大風のため稲作損害〔是沢文書〕〔堀内文書〕

吉田領虫付損毛四千二百八拾三石余御届

宝曆二年（一七五二）吉田藩六月風雨損毛二千百五拾石余届出

三年正月吉田去夏旱魃田畑損毛四千二百八十三石余

五年八月二十四日夜中翌朝迄風雨損毛田畑合

九千百五十石式年御届〔藤曼延年譜〕

七年五月上旬、六月十八日迄旱魃 七月廿五日廿六日夜まで大風雨田畑合老万百八拾七石余〔藤曼延年譜〕

十二年十二月御在所損毛田畑合八千四百二拾石余〔藤曼延年譜〕

明和二年（一七六五）損毛高田畑七千四百六拾五石老斗〔藤曼延年譜〕

三年六月中旬、七月中旱魃にて損毛

田方 四千九拾三石

畑方 貳千四百七拾七石

四年秋虫付損毛田方七千六百五拾七石九斗六升余〔藤曼延年譜〕

畑方三百六拾五石四斗四升

七年夏旱魃田方八千貳百貳拾石五斗〔藤曼延年譜〕

畑方三千七百九石四斗貳升

明和七年夏旱魃百日に及び被害多し、矢野保内の百姓かまぎを追い袖乞いに出るもの多し、〔宇藩御仕置〕

八年夏旱魃田方三千貳百拾三石貳斗老升〔吉田藩〕

畑方千四百四拾三石六斗二升

六月大に旱す当年の旱害四万二千三百四十三石〔記抜〕凶作二年連続、飢に廻り城下で乞食するもの多し〔清家日記〕

安永二年（一七七三）五月廿三、廿四日風雨洪水〔藤曼延年譜〕

田方二千四百三拾九石一斗余畑方四百十九石二斗余

六年 夏大風雨〔宇和島藩〕

七年七月十日一日大風雨洪水損毛、諸々破損

田四千百五拾九石三斗余畑七百九石九斗余〔藤曼延年譜〕

天明二年大風雨田畑老万三千八百五拾七石三升余損毛〔藤曼延年譜〕

大風雨古今無類、物成半納無之〔高山田中庄屋〕

三年八月十一、十二日大雨洪水〔高山田中庄屋〕

四年六月洪水被害老万四千七百二石〔宇和島藩〕

吉田分、田方五千二百四十一石余畑方千七百七十七石七斗余天明五年春より雨しごくふり不申、四月中節々ふり候得共強雨

ハ無之、五月四日入梅、二、三、四日ふり、十四、五日頃、廿日雨ふる、この潤雨に琉球芋仕付候処、三浦中五分方之

仕付、廿三四日迄も少々雨ふりハ有之候得共、仕付等相成ル事ニ者無之此節より旱統〔高山田中庄屋〕

六年（一七八六）八月二日洪水、二十九日大風高潮九月六日洪水の損害、五万八千五百四十三石〔記抜〕

吉田領、一万三千百拾四石三斗八升七合九勺〔藤曼延年譜〕

七年一万千四百六拾三石三升六合七勺損毛〔藤曼延年譜〕

三月、四月六月八月その他一回計五回の強雨溢水のため損害莫大、表作は皆無なり、城下へ袖乞に出るもの多く、七月中は粥の施行あり、又銀札通用せず、米価一俵百三四十匁に暴騰す、玉津村の報告に人民大に飢え、草根木皮を喰らあり(宇和島藩)。

寛政三年(一七九一)五月十八日大風雨損毛

三万八千三百五拾三石 溺死二人(記抜)

吉田領損毛 六千百拾八石七斗余(藤蔓延年譜)

〃 四年七月風雨洪水一萬五千四百九拾九石、溺死二人

九月風雨溢水二万六千五百四拾二石(清家日記)

〃 五年田三千六百貳拾四石五斗、畑二百九拾九石七斗(藤蔓延年譜)

〃 八年田畑合二千五百二石一斗七升四合八才損毛(藤蔓延年譜)

六月十日洪水、八月十、十一日洪水河岸大破(宇和島藩)

〃 十一年夏大に旱す八月大風雨損毛五万二千二百十四石(記抜)

吉田領一萬八千七百二十二石損毛

〃 十三年八月十九日大風雨損毛二万七百五十九石

吉田領 四千五百二石二斗二升損毛

享和二年(一八〇二)八月六日洪水損毛三万四千五百八十八石

吉田領 四千五百五十八石三斗

〃 三年五月大風雨損毛一萬七千四百三十三石(記抜)

吉田領 一萬二千二百二十石二斗三升損毛

〃 四年損毛七万三千二百二十九石、七月流失家屋百七十五軒溺死三、八月家屋百七十二軒潰る。死者十四、死馬牛十八

吉田領田畑合二万九百七石二斗三合

文化三年吉田領季候不順虫付田五千十九石余損毛

〃 四年十月風雨損毛 四万石余(宇和島藩)

〃 六年この夏大風雨損毛 二万三千余石(宇和島藩)

吉田領五千三百七十五升損毛

〃 九年六月三日洪水一萬二千二百石

七月十二、十三日洪水損毛 七百七十町溺死二人(記抜)

吉田領損毛三千四石七斗六升余

〃 十二年五月中旬より七月上旬まで旱魃、七月六日より八日迄昼夜大雨洪水一萬七千四百四十三石余(藤蔓延年譜)

七月八日前代未聞之洪水御城下より南各組大破(宇和島藩)

文政三年(一八二〇)大風雨損害甚大なり(宇和島藩)。

〃 四年昨年洪水分井川普請費、津島、御荘両組にても、凡二十五万人役(宇和島藩)

〃 十年七月二日旱魃ニ付八幡河原ニ而千人踊(宇和島藩)

天保二年六月四日大風洪水田畑六百二十町余損毛(宇和島藩)

〃 三年 夏旱魃凶年(代官記)(宇和島藩)

〃 七年凶荒、餓飢に苦しむ(代官記)

〃 一三年六月四日大風雨洪水ニ付破損訴出

弘化二年七月九日大風雨洪水ニ付大破

〃 三年七月九日晴天より風雨あり、昼に至りて風勢激甚家を倒し、船を破り木を折り禾穀を損すること夥し、世にこれを午年の大風と云ふ(櫻田日記)。

## 四 災害対策

災害（風水害、旱魃、虫害）は、枚挙にいとまのないほど頻発しているが、藩は救済の措置を取ったことはいうまでもない。その第一は貢税の免除、若しくは減免である。例えば「天和元年（一六八一）未進の租三万石を赦免す。未進なき村へは爾後五か年間小役之内三色を免税す。」（徵考）というようなことである。第二は炊出しであり宇和島藩が、城下で粥を与えたりしている。第三は米、大豆等の現物や金を渡している。享保十七年九月には宇和島藩は一万両、吉田藩は三〇〇〇両を幕府から借り入れ、この金で米を買い入れて領民に支給している。例えば、「吉田藩享保十八年正月二十四日去年出願御廻し米、二〇〇〇石の内、美濃米四五〇石余今治に到着、尋で受取一石代九五匁」（記抜）とある。

「享保十七年五月末よりウシカ発生米穀青草皆無となる。官より飢食として一人一日につき大豆一合賜うも間断あり……」（『是沢文書』）とある。寛延元年七月二十一日「近年旱魃にて百姓困難に付、官より救助として宇和島十組へ金二百兩づつ賜う。」とある。また井出、川の普請事業を起こしこの復旧に米を出している。

小災害のときは、藩のみで救済対策を立てるが、貢租の減免が中心である。また義倉（米）、社倉（麦）として貯えられた米麦が放出されることになるが、災害の時は各藩は穀物の積み出しを止めるので、他の藩の援助を受けることは不可能に近く、更に米商人などは米の買占めを行うから米価が騰貴し、更に被害を大きくした。

いずれにせよ、災害があっても再生産可能な最低生活しか援助がなされず、農民漁民にとっては生活の困窮を倍加することになり、一揆の誘発と農民層の階層分化をもたらす契機となったのである。

註 生活困窮、貢租未進になると、地元の庄屋層の豪農より借金して貢租の納入をしなければならず、田、山等を担保に月一分五厘程度の利子で借金していた。こんなことから農民の………相互の融通機関として講も行われた。生き抜くために、山野の草木の食料化が考えられたがそれは次のような内容であった。

## 飢食松ぼ製法之事

〔安土浦庄屋文書〕

一、男松、女松、若松之は共何茂よしといへとも、女松ハは少く、若松ハ苦ミ渋ミ有て匂ひも甚しき故、男松の老木のはを別テよしとす。内のあまはだに苦ミあり、夫故内の一はを残し外のあらはのぶんを鎌などにて取ルなり。打様すれハ立木もいたます。却テふとるためなり。

一、はを碓かろうすに入てはたけば、もろきものにて木の杵きねにても砕くだるなり、夫を又磨うすにて引、水能みづにてをろし粉にする也。

一、はの粉にしたるを蓋の能く合たる釜の湯に水多ク入かきまぜてにへ立迄たき、釜のふたとらず明朝迄置ハ若木のはにても渋苦ミもなく匂ものく也。あくの気を流す時粉のすたらぬ様に、ざるの内（敷布などひろげ置その上へうちあくべし。砂有ハゆりて其布にてずくにしぼり、餅又ハだんごに入るならば其に及ばず。餅ならハ、常の通り米をこしきに入、

其上へ松の粉をひろけ置、米のむせるを期て臼に入れてつくなり。尤、手水をひかへるべし。よもぎなど入れハ弥よきもの也。貧者ハ、まぜ物、麦、粟、ひへ、きひ、里いも、里うきらいも、蕨の粉、くすの粉、其外其所々ニある草木の類にて工夫してませ入る也。

一、かゆ又ハ雑炊ニ右之松の粉を初めより入れて焚ハとけてなくなる。故ニ別ニむしたる松の粉を粥やぞうすいをたきしまふおニ入てよし。

一、はつたいにするにバ、あくをぬきたる松の粉を白にかわかして炒るなり。又、老木の上のはハ、あくぬきせず直ニいりてもよし。其粉ニ米か麦か粟、ひへ、きびの類をいりて引、半分ませにするハ上食也。次ハ米、麦、稗、唐きび類を式三分も加へ、極貧の者ハ松の粉計をも食す也。貧者の為には餅、だんごよりハ此はつたいの方心安し。

右之通 天明四辰二月

此間申談置候松は製法之義、別紙の通候へは、写置巡々廻達可有之候。以上

辰二月 廿七日

岩下 万右衛門

去冬以来難渋者共致廉食候食物類残り有之候ハバ吟味之上差出候様被仰聞奉畏候小内吟味仕候処葛之根並わらび者給仕見申候右食物之儀者左之通ニ御座候

一、葛根者たんごにして山菜を入味嚼無御座者塩ニ而たき給申候。

一、蕨者宜処者塩醬油からミ類ニ暫不宜計食物ニ仕申候給残右同断。

一、こびの根右同断

山菜之品左の通

一、黒はぜのめぐみ 一、こもち菜 一、くさぎ菜 一、よもぎ菜 一、たむらこ草 一、をばこ草

一、ふうふう菜 一、ぶよぶ菜 一、いたぶ菜 一、げんげ草 一、えのきの葉

右様之品を耂合少々食物ニ仕申候

一、蕨かすに粉ぬかを入食物ニ代候ハたい少々差出申候。

一、米のぬかニすむぎを入もちにして相食申候。

一、粉ぬか三升にきび耂合入食物ニ仕候はつたい少々差出申候。

右之通之品を日々食用に仕飢命ヲ相凌申候御尋ニ付□仰付候ニ付此段申上候以上

富岡村庄屋

松本伝右衛門

天保四巳六月廿五日

古沢 猪兵衛様

飢食草木製法之覚

男松の老木の松葉を使う、流れ水に三日三晩つける。よくよく蒸して乾かす。それを粉にし、粟、きび、などの粉を少しまぜて(よもぎも入れ)ダangoにして食う。

稲藁製法之事

小さく刻んで、ホーロクで少しいり、粉にして、こくもつの粉を少し入れて、よくむして食す。右の外五十ほど書いてある

いたどり、おおぼこ、げんげ、むくげ、くこ、なすな、のびる

。もつとも生食によいのは、ヤマノイモ

。毎年大量にたくわいたもの

1、タカナの葉のゆでたのを干してむく。

2、エイモの茎の皮をはぎ↓つるす。

3、大根のツルシ―そのままの生干